

東通原子力発電所敷地前面海域における海上音波探査結果の概要

1. 調査目的

東通地点の設置許可申請ならびに耐震安全性評価にあたっては、平成 18 年 9 月に改訂された耐震設計審査指針に基づき活断層等の評価を行っており、海域の活断層評価にあたっては、敷地周辺海域で昭和 52 年～平成 15 年に実施したシングルチャンネル音波探査、ならびにマルチチャンネル音波探査、また、他機関（国土地理院等）が実施した海上音波探査記録の再解析を行う等、十分な調査結果に基づいて行っている。

しかしながら、新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、東通地点においても、念のため、これまで実施してきた海上音波探査による評価結果の信頼性を確認するため、海上音波探査を実施した。

2. これまでの評価

| 断層名 | 断層長さ | 地震規模 | 傾斜角 |
|---------|--------|------|----------|
| 敷地東方沖断層 | 14.5km | M6.8 | 鉛直に近い高角度 |

3. 調査内容

調査の内容は以下に示すとおり。

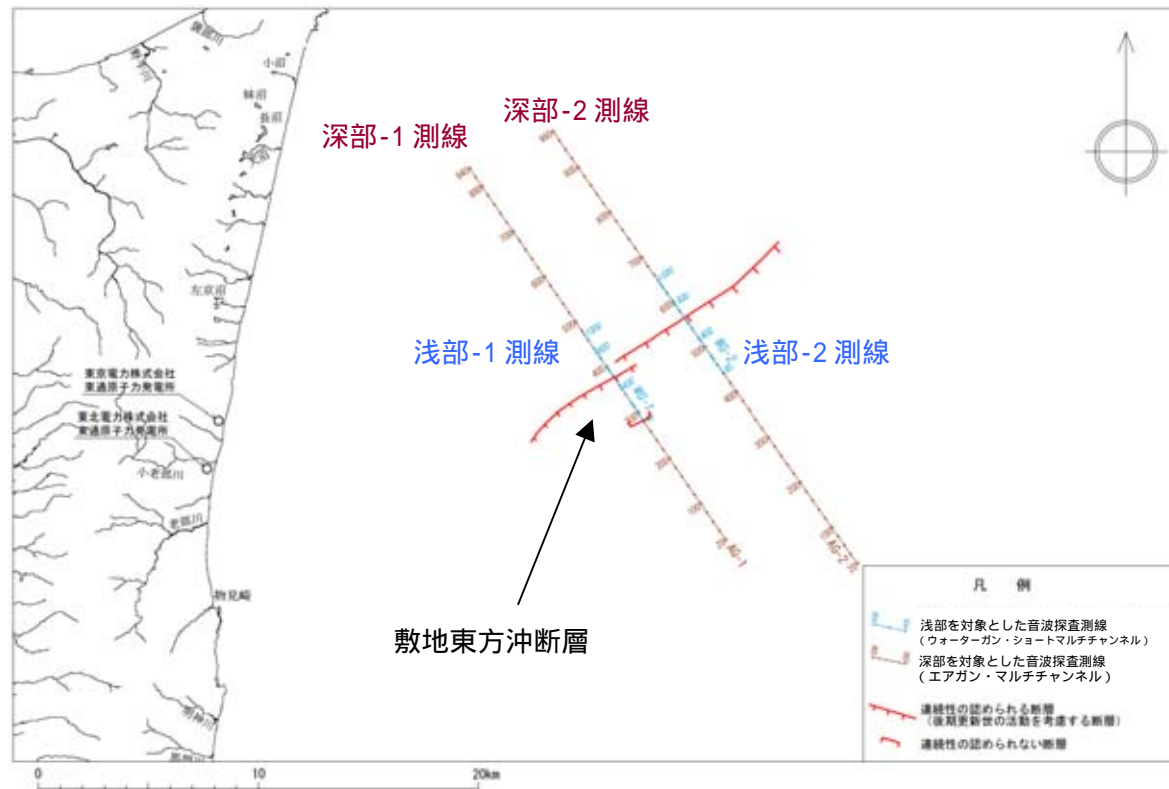
調査対象：敷地東方沖断層

調査目的：浅部を対象とした調査による断層の活動性の確認（浅部探査）

深部を対象とした調査による断層の深部構造の確認（深部探査）

調査位置：下図のとおり。

調査時期：平成 20 年 7 月 24 日～26 日



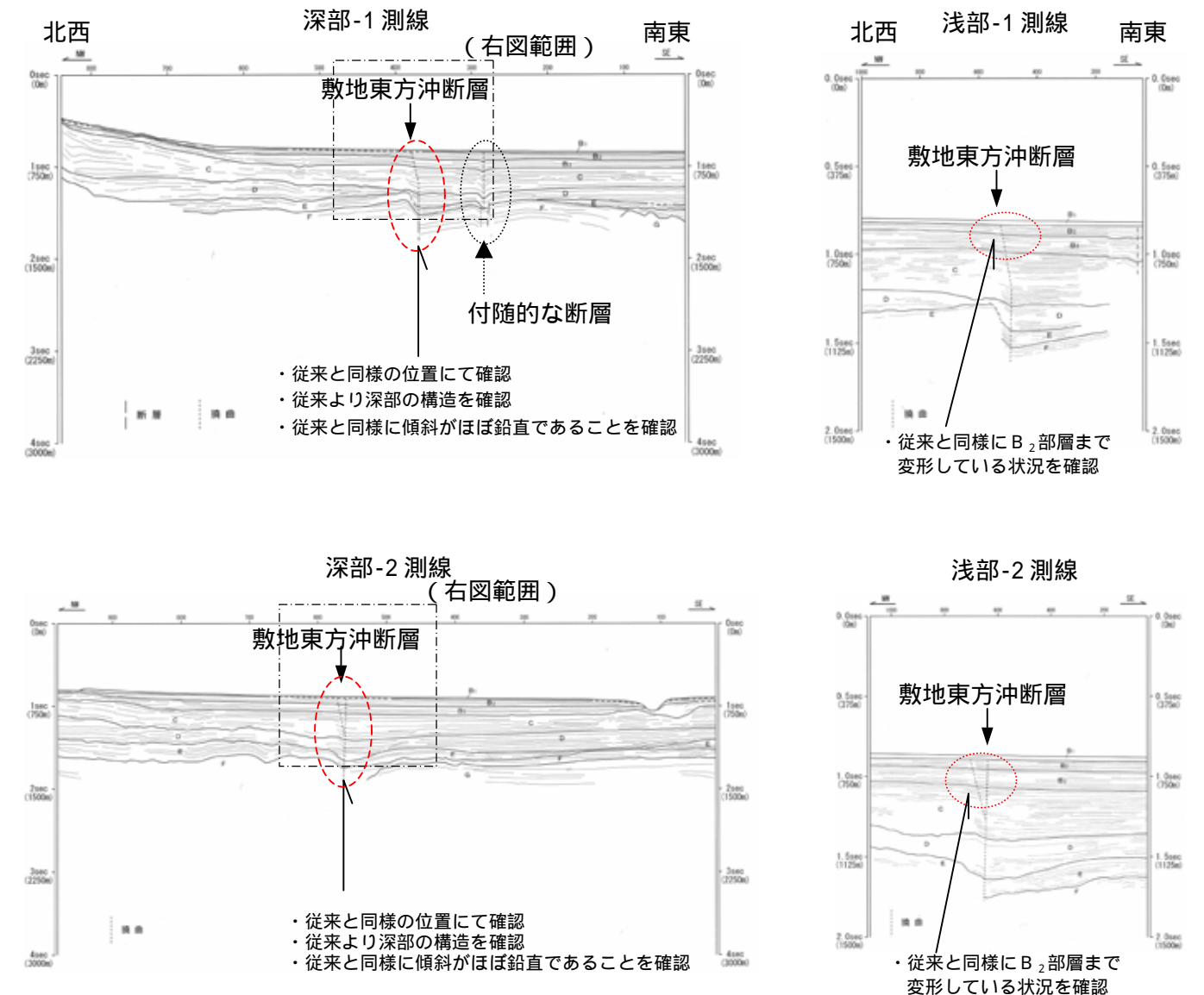
4. 調査結果

調査結果の概要は以下の通り。

耐震設計上考慮する活断層と評価している敷地東方沖断層について、最新の調査によっても断層の位置、活動性とも従来の調査と同様の結果が得られた（下図）。

断層の傾斜について、今回の調査でより深部まで確認し、従来評価（鉛直）とほぼ同様の結果が得られた（下図）。

なお、深部-1 測線において敷地東方沖断層の南東に連続性の認められない断層が確認されたが、位置、走向及び周囲の音波探査の結果から敷地東方沖断層の活動に伴って形成された付随的な断層と判断され、震源断層として評価する必要のないものであり、これまでの敷地東方沖断層の評価が変わるものではない。



(参考) 東京電力東通原子力発電所原子炉設置許可申請書及び東北電力東通原子力発電所耐震安全性評価結果中間報告書における調査結果

